

岩手県告示第232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営一関第1地区土地改良事業（一関市及び西磐井郡平泉町）に係る換地処分をした。

平成27年3月20日

岩手県知事 達 増 拓 也